

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

18歳からの消費生活 最終回 —消費生活センターとは—

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

（月～金午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く））

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



成人年齢が4月から18歳に引き下げられました。契約ができるようになる一方で、その責任は自分で負うこととなります。成人になりたての若者をねらう悪質な事業者は少なくありません。トラブルに巻き込まれた場合などは消費生活センターに相談することができます。

消費生活センター

消費生活の専門知識を持った相談員が相談者への聞き取りや書類などから問題点を整理し、事業者との交渉や解決方法の助言や情報提供をします。高齢で自分での交渉が困難な場合や、複雑な案件などの場合には事業者との交渉の手伝いをします。

相談するときは

書類や業者とのメールやSNSなどでのやり取り、広告やサイトの画面などを用意しましょう。トラブルの経緯をまとめておくと相談がスムーズに進みます。

- 消費生活に関するトラブルは渋川市消費生活センターへ相談できます。相談の秘密は守られます。困ったときは1人で悩まず、すぐに相談しましょう。